

<高校家庭科「家庭の経済と消費」>
考えて行動する消費者になろう

考える消費者のススメ



ワークシート「考える消費者のススメ」は、①～⑥の
順番に、A4のシートを2枚合わせて1セットにして
使います（全6時間分）。

年 組 番 氏名


1 大量消費社会といわれる現代の消費生活の問題点について考えよう。

消費生活の特徴	長 所	問題点
流通過程の変革 や技術の高度化	IT技術の進歩が顧客情報管理を可能にし、流通過程の変革を起こしているため、生活が便利になっている。 (例) 売れ筋商品を過不足なくいつでも店におくことができる。	○ ○ ○ ○
支払い方法のキャッシュレス化	IT革命により、支払い方法についてキャッシュレス化やカード化を生み出し、生活が便利になっている。	

SCENE 1 商品の購入について質問です！

1 あなたが今一番欲しい商品は何ですか？

商品名 ()
 値段 (約 ¥ 円)



2 実際に買うつもりがありますか。

①必ず買う ②できれば買う ③どちらでもよい ④買うつもりはない

買うという人にお尋ねします。どこのお店で買いますか？

お店 ()

↑

どうしてこのお店で買うの？ 他では売っていませんか？

()

3 その商品は、あなたにとって本当に必要なものですか？

①とても必要である ②やや必要である ③あまり必要でない ④必要でない

4 買わずに済ませる方法はありませんか？

()

2 購入の「意思決定と選択」について『YES』と『NO』で考えてみよう！

(例えば……)

携帯電話
を買いたい



本当に
必要？

NO



キエウウ・キエウウ！



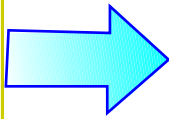
YES の考え



NO の考え

1 既にあるもの を利用できな いか		
2 購入目的に適 しているか		
3 品質や内容が よいか		
4 安全性に問題 はないか		
5 機能的か、利 用しやすいか		
6 アフターサー ビスは整って いるか		
7 価格は適切か		
8 家計全体から 見て負担が大 きすぎないか		

YES



あなたの考え	みんなの考え
--------	--------

《自己評価》

- 購入の意思決定につ
いて
- 学習意欲が
- ワークシートがあった
ので

よくわ かった	わかった	どちらか と いえは わかった	どちらか と いえは わかつた	ほとん ど わかつた
な あつた	あつた	どちらか と いえは あつた	どちらか と いえは あつた	ほとん ど あつた
よく理 解 できた	理 解 できた	どちらか と いえは 理 解 できた	どちらか と いえは 理 解 できな かつた	ほとん ど 理 解 でき なかつた

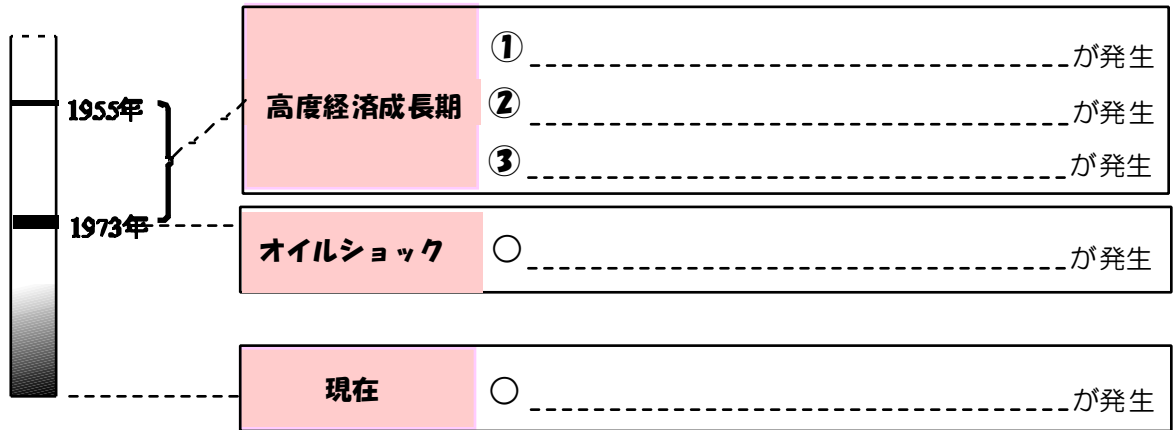
感想

1 消費者問題とは……。



企業が消費者に商品を提供することに関連してもたらされる、消費者側の不利益や被害など、消費者の権利が侵害される諸問題をいいます。

2 消費者問題の移り変わりについて、調べよう。



SCENE 2 『オメデトウございます！海外旅行にあなたが当選しました。』と、突然の電話です。

① その言葉に対する、あなたの第一声を書いてください。

(_____)

② そのような電話による話のケースを、あなたはどう思いますか。

- ①とても信じられる ②やや信じられる ③あまり信じられない ④信じられない


③ あなたは、そのような話を断る場合、断る自信がありますか。

- ①とても自信がある ②やや自信がある ③あまり自信がない ④自信がない

④ 相手は、言葉巧みに話し続けています。その話を断る場合、あなたはどのように相手に伝えますか。書いてください。

[_____]

3 10代、20代の若者に多い消費者トラブルについて、考えよう。

 まず質問です！あなたはどっち？



千エツキ

本当に大丈夫 

NO ➔ **YES** ➔


トラブルに、あうかも…

《あなたの気持ち》

トラブルには、あわない！

《あなたの気持ち》



 悪質商法について調べよう。

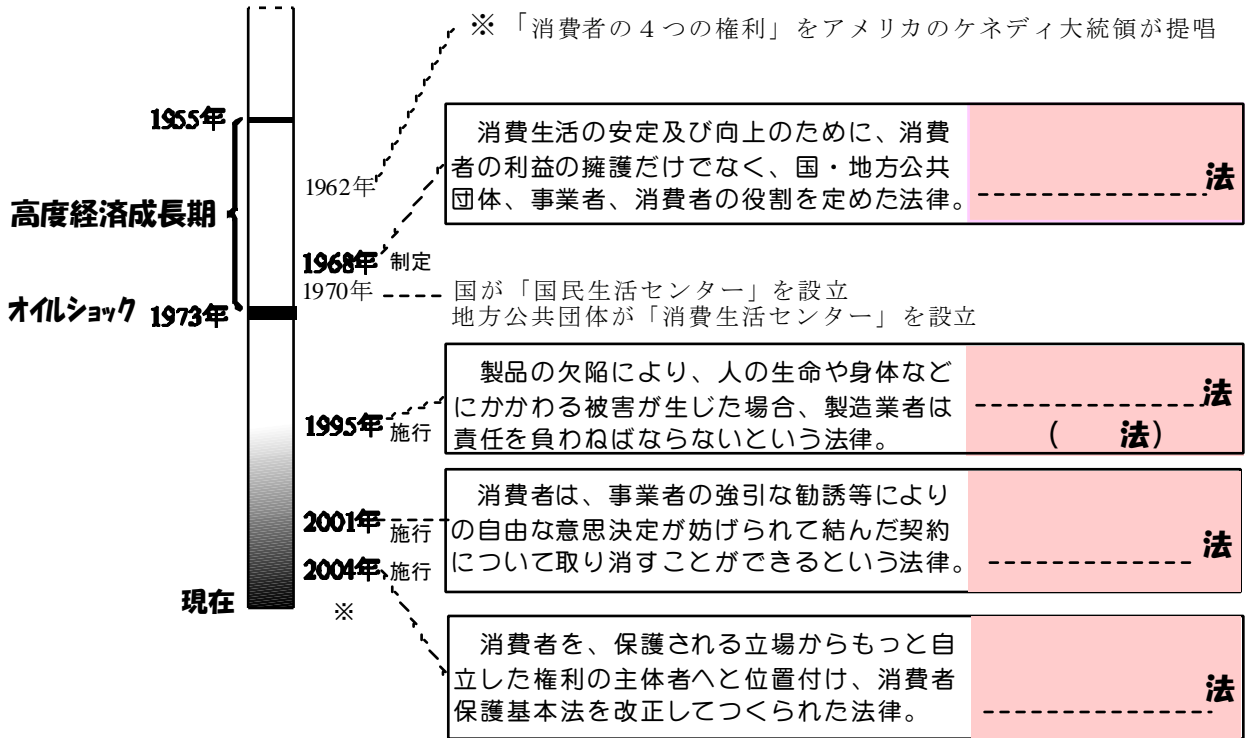
	手 口	手 口 の 概 要
1	悪質な訪問販売	
2	マルチ商法・マルチまがい商法	
3	アポイントメントセールス	
4	キャッチセールス	
5	ネガティブオプション	
6	デート商法	
7	資格商法	
8	迷惑メールで不当請求	
9	オンラインショッピング	
10	フィッシング詐欺	

《自己評価》

	よくわかった	どちらかといえはわかった	どちらかといえはわからなかった	ほとんどわかった
① 消費者問題について	-----	-----	-----	-----
② 学習意欲が	-----	-----	-----	-----
③ ワークシートがあったので	-----	-----	-----	-----

感想

1 消費者を守る法律について、確認しよう。




SCENE 3 迷えるユキちゃん (18歳) に、あなたの考えやアドバイスをお願いします。


- 1 こっそり料理の腕を上げたいユキちゃんは、クッキングスクールに行って申込みをしました。
①とてもよい ②ややよい ③あまりよくない ④よくない
- 2 後から親に報告すると強く反対されたので、悩んだ末、申込みを取り消そうとしています。
①取り消しをするには、親と一緒に直接クッキングスクールに出向いて断ればよい
②取り消しをするには、書類が必要なので理由書を添えて契約書を送り返せばよい
③原則として無条件には取り消せないので、入学金や授業料は支払わなければならない
④取り消しをするには、クッキングスクールに通い始める前であれば電話でもよい
- 3 実は、ユキちゃんはフランス料理とお菓子作りの『20歳代コース』にとっても魅力を感じ、どうしてもそのコースに入りたくて契約書に自分の年齢を「22歳」と書いていました。
①消費者保護基本法で守られているので取り消しができる ②取り消しできない
- 4 ユキちゃんの意味決定についてのコメントと、アドバイスを書いてください。

[]

2 消費者の権利と義務について、語群から当てはまるものを選んでまとめよう。


 **ケネディ大統領が提唱した消費者の4つの権利**

① _____
 ② _____
 ③ _____
 ④ _____

 **フォード大統領が提唱した消費者の5つの権利**

ケネディ大統領の提唱した4つの権利に加えて

⑤ _____


 **国際消費者機構が定めた消費者の8つの権利**

ケネディ大統領の提唱した4つの権利に加えて

⑤ _____ ⑦ _____
 ⑥ _____ ⑧ _____

- 語群**
- ・ 選択する権利
 - ・ 健全な環境を享受する権利
 - ・ 公正な取引への自己主張と行動
 - ・ 安全を求める権利
 - ・ 損害に対する補償を受ける権利
 - ・ 生活の基本的ニーズが保証される権利
 - ・ 他の消費者との連帯
 - ・ 情報モラルの保証
 - ・ 契約を解除する権利
 - ・ 社会的関心
 - ・ 消費者教育を受ける権利
 - ・ 環境への自覚
 - ・ 知らされる権利
 - ・ 意見が反映される権利
- ・ 批判的意識



 **国際消費者機構が定めた消費者の5つの義務（責任）**

① _____ ③ _____
 ② _____ ④ _____
 ⑤ _____

3 『〇×クイズ』です。よく考えて、×の場合は正しく書き直そう。

❶ 「自分は絶対だまされない」と思っ ていても、若者や高齢者は悪質商法のタ ーゲットになりやすく、被害が多い。	❷ 消費者契約法は、消費者と事業者の かわした契約（消費者契約）をすべて対 象としている。
❸ 国民生活センターや消費生活センタ ーは、商品テストや情報提供を行い、消 費者の苦情相談の受付・処理はしない。	❹ 消費生活について批判的に対処し、 自らの消費行動が他者に与える影響を自 覚することが消費者の責任である。
❺ 消費者問題について、行政と企業と 消費者三者がそれぞれ果たすべき役割を 定めたのは、消費者政策会議である。	❻ 購入後に欠陥商品であることが分か った場合、商品が未使用の状態であれば リコール（無償回収や修理）ができる。

《自己評価》

① 消費者の権利
と義務について

よくわ
かった

わかった

どちらかと
いえば
わかった

どちらかと
いえばわか
らなかった

ほとんど
わから
なかった

② 消費者保護の
必要性について

よくわ
かった

わかった

どちらかと
いえば
わかった

どちらかと
いえばわか
らなかった

ほとんど
わから
なかった

③ 学習意欲が

たくさん
あった

あった

どちらかと
いえば
あった

どちらかと
いえばな
かった

ほとんど
なかつた

④ ワークシート
があったので

よく理解
できた

理解
できた

どちらかと
いえば理解
できた

どちらかと
いえば理解
できなかった

ほとんど
理解でき
なかった

感想

1 契約とは……。



契約とは、「二人以上の当事者が意思表示し、その内容が合致することによって成立する法律行為」です。契約すると法的な権利や義務が発生し、違反した場合には、法的に罰せられます。

2 契約の例をあげてみよう。

- 1 賃貸借契約…………… ()
- 2 役務提供契約…………… ()
- 3 売買契約…………… ()
- 4 一般旅客運送契約…………… ()
- 5 割賦購入あっせん契約…………… ()

3 現在、大幅に増えている「キャッシュレス支払い」について、まとめよう。



消費者信用

消費者が必ず () を支払うという信用

が、現在、社会的に成立。

	販売信用		消費者金融
	商品の購入は、() により商品を手に入れ、後日、その代金を支払う。		() を借りることができる。

SCENE 4

クレジットカードについて質問です。



- 1 クレジットカードによる商品の購入を、あなたはどう思いますか。
 ①とてもよい ②ややよい ③あまりよくない ④よくない
 ※その理由を書いてください。
 ()
- 2 あなたは、クレジットカードを持ちたいと思いますか。
 ①とても持ちたい ②やや持ちたい ③あまり持ちたくない ④持ちたくない
 ※その理由を書いてください。
 ()
- 3 クレジットカードは、販売信用（カード払い）と消費者金融（キャッシング）に使えますか。
 ①販売信用のみ使える ②どちらにも使える ③消費者金融のみ使える
- 4 クレジットカードの利用のしくみ（三者間契約）を説明してください。
 []

4 契約成立の条件について、まとめよう。

-
-
-
-



5 クーリングオフ制度とは……。



クーリングオフとは、

クーリングオフの条件

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

クーリングオフによる契約解除文を書こう

取引内容	期間
訪問販売	
電話勧誘販売	
割賦販売	
クレジット契約	
マルチ商法・マルチまがい商法	

《自己評価》

①契約の意味について	よくわかった	わかった	どちらかといえぼわかった	どちらかといえぼわかなかった	ほとんどわかなかった
	----- ----- ----- ----- -----				
②契約の成立と取消について	よくわかった	わかった	どちらかといえぼわかった	どちらかといえぼわかなかった	ほとんどわかなかった
	----- ----- ----- ----- -----				
③学習意欲が	たくさんあった	あった	どちらかといえぼあった	どちらかといえぼなかった	ほとんどなかった
	----- ----- ----- ----- -----				
④ワークシートがあったので	よく理解できた	理解できた	どちらかといえぼ理解できた	どちらかといえぼ理解できなかった	ほとんど理解できなかった
	----- ----- ----- ----- -----				

感想

1 「消費者信用」の利用の現実



消費者信用とは、販売信用（商品の代金後払いの取引）と消費者金融（金融機関や金融業者等から金銭を借りる取引）のことであり、クレジットカードはそのどちらにも使えます。

クレジットカードでの買い物や消費者金融の利用は借金をすることと等しく、返済義務を伴います。借りるのが簡単で利用しやすい反面、高い利子の負担や返済に苦しむ例が多く、多重債務者の増加が社会問題となっています。

2 あなたがクレジットカードを持っているとします。その場合、語群から当てはまるものを選んでまとめよう。

- 1 あなたの持っているクレジットカードの所有権は、当然（ ）にあります。
- 2 あなたの持っているクレジットカードの契約は、（ ）とクレジット会社との契約であり、あなた以外（ ）ことになっています。そのため、他の誰かがそのカードを使って買い物をした場合の支払いの義務は、当然（ ）にあります。
- 3 クレジットカードを紛失したり盗まれたりした場合、すぐに（ ）と（ ）に届け出す必要があります。すぐ届け出をせずに盗んだ誰かがそのカードを使って買い物をした場合の支払いの義務は、当然（ ）にあります。

語群 家族 あなた 使用者 クレジット会社 購入した店 警察
 使用できる 使用できない

SCENE 5

消費者金融について、知っていますか？



- 1 消費者金融会社について、あなたの知っている名前を書いてください。
 ()
- 2 消費者金融のテレビコマーシャルから、あなたが受ける印象はどうですか。
 ①とてもよい ②ややよい ③あまりよくない ④よくない
 ※その理由を書いてください。
 ()
- 3 利用してみたい、もしくは利用してもよいと思う消費者金融会社がありますか。
 ①とてもある ②ややある ③あまりない ④ない
 ※その理由を書いてください。
 ()
- 4 消費者金融業は銀行などに比べて高金利で貸し付けを行います。金利の上限は出資法で定められ、かつて109.5%でした。1983年の法改正で40.004%にまで下がり、さらに2000年からは、現在の29.2%となりました。このことを、どう思いますか。
 ()

3 高校生になったユキちゃんは、ブランド品の洋服とバッグとくつでおしゃれしたくなりました。約25万円かかるため、「消費者金融で借りちゃおうかな。お小遣いで毎月5千円ずつ返せばいいや」なんてチラシを見て考えています。そこで、チラシの具体的な返済額を計算して、ユキちゃんへのアドバイスをお願いします。



チラシの内容 ●ご融資額／1～50万円まで ●お利息(実質年率)／13.5%～27.4%
●ご返済／1～49回、最長4年 遅延損害金年率 29.2%

具体的な返済額

金利	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
13.5% の場合						
27.4% の場合						



ユキちゃんへのアドバイス

4 多重債務について考えてみよう。

① なぜ、多重債務が起こるのだろうか？

② 自己破産したらどうなるのだろうか？

③ 多重債務の対応策を書こう

《自己評価》

① 消費者金融の問題点について

よくわかった | わかった | どちらかといえぼわかった | どちらかといえぼわからなかった | ほとんどわからなかった

② 消費者金融と多重債務について

よくわかった | わかった | どちらかといえぼわかった | どちらかといえぼわからなかった | ほとんどわからなかった

③ 学習意欲があった

たくさんあった | あった | どちらかといえぼあった | どちらかといえぼなかった | ほとんどなかった

④ ワークシートがあったので

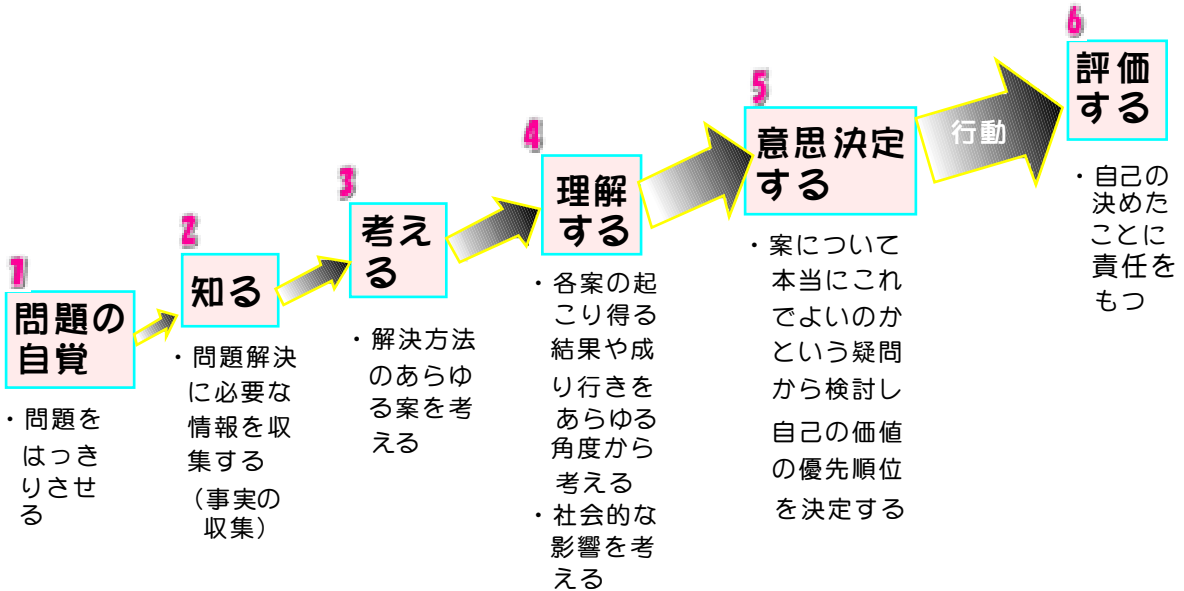
よく理解できた | 理解できた | どちらかといえぼ理解できた | どちらかといえぼ理解できなかった | ほとんど理解できなかった

感想

1 あなたも主体的な生活者として、「考える消費者」になろう。



考える消費者とは、「批判的思考にもとづいて意思決定を行う消費者」です。



SCENE 6

発言できる消費者になろう



1 消費者関連の法律が整備されていることを、あなたはどのように思いますか。
 ①とてもよい ②ややよい ③あまりよくない ④よくない
 ※その理由を書いてください。

()

2 あなたは、法律があれば消費者問題の被害はなくなるとおもいますか。
 ①とても思う ②やや思う ③あまり思わない ④思わない
 ※その理由を書いてください。

()

3 あなたは、自分が消費者問題に直面することがあると思いますか。
 ①とても思う ②やや思う ③あまり思わない ④思わない
 ※その理由を書いてください。

()

4 もし、消費者問題の被害にあったとしたら、あなたはどうしますか。

[]

2 『〇×クイズ』です。よく考えて書き入れよう。

❶ クーリングオフができるのは、営業所が契約場所である場合である。	❷ サービス化や情報化が進んだ現在では、インターネット利用に関連した消費者問題が大幅に減っている。
❸ クーリングオフができるのは、無店舗販売である訪問販売と通信販売である。	❹ 名義貸しや連帯保証人になることは、避けることが望ましい。
❺ 契約は、契約書面の交付によって成立する。	❻ 現在多くの人々が利用している消費者信用とは、実は全て借金である。

3 友人が悪質商法や消費者信用でトラブルにあって困っているとします。その友人あてに、手紙を書いて下さい。



4 消費者として、あなたのこれからの在り方について書いてください。

《自己評価》

①意思決定のプロセスについて	よくわかった	わかった	どちらかといえぼわかった	どちらかといえぼわかなかった	ほとんどわからなかった
②消費者の在り方について	よくわかった	わかった	どちらかといえぼわかった	どちらかといえぼわかなかった	ほとんどわからなかった
③学習意欲が	たくさんあった	あった	どちらかといえぼあった	どちらかといえぼなかった	ほとんどなかった
④ワークシートがあったので	よく理解できた	理解できた	どちらかといえぼ理解できた	どちらかといえぼ理解できなかった	ほとんど理解できなかった

感想